

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 令和3年度第2回 議事録

- 日時：令和3年12月8日（水）10：00～11：15
- 場所：オンライン開催
- 出席者
 - ・ 出席委員
田辺座長、青木委員、杉浦委員、西尾委員、平山委員
 - ・ オブザーバー
笠間氏（一般社団法人全国LPガス協会）
曾我野氏、太田氏（ENECHANGE株式会社）
佐藤氏（株式会社東急パワーサプライ）
田中氏（電気事業連合会）
和田氏（一般社団法人日本ガス協会）
 - ・ 事務局
江澤省エネルギー課長、神取省エネルギー課課長補佐、畑専門職（経済産業省）
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
- 議題
 - (1) 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて
- 配布資料
 - ・ 議事次第
 - ・ 委員名簿
 - ・ 資料1 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて
 - ・ 資料2 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）
 - ・ 参考資料 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況に係る報告様式（案）

■ 開会

それでは、定刻になりましたので、只今より「令和3年度第2回エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」を開催いたします。私は、事務局を務めます資源エネルギー庁省エネルギー課 神取でございます。よろしくお願いいたします。本日は、ご多忙のところ本検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の検討会には、委員、オブザーバーの皆様、全員、ご出席頂いております。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、本委員会はオンライン開催となっておりますので、議事の円滑な進行のため、いくつかお願い事項がございます。

①ご発言者以外は、マイクをミュート、ビデオをオフにさせていただくようお願いいたします。

②ご発言を希望される際は、チャット機能にてお知らせいただくようお願いいたします。

③ご発言いただく際には、冒頭にお名前を仰っていただくようお願いいたします。ご協力、何とぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第、委員名簿、資料1、資料2、参考資料になります。

次に、本日の議事次第についてですが、議事次第の「3. 議題」のとおりとなっております。

■ 議事

○神取課長補佐

それでは、ここから議事に入らせていただきます。以降の議事進行は、田辺座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田辺座長

それでは、これより議事に入りたいと思います。本日の進め方ですが、事務局より資料についてご説明いただいた後に、議論等をさせていただければと思います。まず、省エネルギー課より資料のご説明をお願いします。

○神取課長補佐

資料1に基づき、省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用及びガイドラインの見直しについて説明いたします。まずスライド p.1、2021年5月に開催した第1回検討会の振り返りについて説明いたします。第1回検討会では大きく分けて2点について議論しました。1点目は、指針とガイドラインの見直し事項についてです。指針は、類似世帯比較、情報の集約性に関する項目を追加することで合意いただき、ガイドラインは、指針の内容を反映し、増エネを促す表現の是正について追記することに合意いただきました。2点目

は、評価制度の試行的運用についてです。試行的運用の実施方法に関する事項について議論いただきました。

続いてスライド p.2 について、本日の議題は大きく分けて 3 点ございます。1 点目は、省エネコミュニケーション・ランキング制度の導入についてで、具体的には今年度の検討経緯や本運用に向けた論点についてです。2 点目はガイドラインの見直しについて、3 点目は今後のスケジュールについてです。各論点については、次のスライド以降で説明させていただきます。

スライド p.3 以降で「省エネコミュニケーション・ランキング制度の導入 (1) 今年度の検討経緯」について説明いたします。

スライド p.4 は、今年度の検討経緯です。エネルギー小売事業者への調査をまとめたものとなっております。調査の対象は、家庭へのエネルギー供給実績のあるエネルギー小売事業者各社とし、実施時期は 2021 年 7 月 7 日(水)～8 月 3 日(火)といたしました。回答状況については、電気は 88 者、都市ガスは 70 者、LP ガスは 6 者の事業者から回答がありました。

スライド p.5 は、評価委員会の開催状況についてです。事務局にて集計・評価を行った後、評価制度の運用方法について検討を行うことを目的に評価委員会を 2 回開催しており、第 1 回、第 2 回の議題については、表に記載のとおりとなっております。

スライド p.6、評価委員会における議論について、調査結果を踏まえ、評価委員会では 3 点の議論を実施いたしました。まず検討事項の 1 つ目として「配点及びランクの定義・水準の見直しについて」、2 つ目として「事業者の提供内容・方法における創意工夫の公平かつ持続可能な評価方法について」、3 つ目として「事業者の継続的な創意工夫への取り組みを促すためのインセンティブ付与について」です。各検討事項については、次のスライド以降に説明いたします。

スライド p.7 「配点及びランクの定義・水準の見直し」について、大きく 3 点の見直しを実施いたしました。まず、1 点目ですが、調査の結果、取組レベルの低い事業者と高い事業者に二極化しており、ランク毎の事業者の分布を均すため、ランクの定義を「得点率」に変更することといたしました。2 点目について、基礎点の取組を実施していない事業者が約 7 割であったため、基礎点の取組が確実に実施されるよう、基礎点の配点を大きくすることといたしました。3 点目、例えば満点の事業者と 80 点の事業者が同じ★5 の評価となるなど、取組レベルの差を考慮できていないことから、水準を見直すことといたしました。

スライド p.8 は、当初の配点案を参考までに示しております。

スライド p.9 は、変更後の小売電気事業者の配点表を示しております。基礎点の配点を 1.5～2 倍程度大きくし、加点を 1/2 に圧縮いたしました。なお、「その他の創意工夫」は当初案で配点が大きすぎたため各 5 点とし、合計点の変更はないようにいたしました。具体的な変更点はスライドのリード文に記載のとおりでございます。スライド p.10 では、都市ガス小売事業者、LP ガス小売事業者の変更後の配点表を参考までに示しております。

スライド p.11 は、評価方法のランク水準についてです。ランク水準の設定方法を得点から得点率に変更し、各ランク水準（5段階評価）をスライド下部の表のとおりを設定いたしました。

スライド p.12 は「事業者の創意工夫の公平かつ持続可能な評価方法」についてです。今年度の調査では、事業者から様々な創意工夫のある取組の回答が得られました。他方、「創意工夫」に関して、各事業者の取組を全件確認し、取組内容を把握することは運用上の課題が多いと考えられました。★5の「その他創意工夫」について確認を行ったところ、提供内容・提供方法ともに、類型化することができました。提供内容については、料金・使用量予測、環境教育、CO2見える化、目標設定、追加的な情報提供、また提供方法については、多様な情報発信ツール活用、情報の見せ方・タイミングの工夫、顧客ニーズの反映、経済的インセンティブに類型化することができたというところでした。これらの取組に関する評価は、評価基準を予め用意することが望ましく、部分点方式が考えられますが、公平性を担保できる評価基準の設定は難しいと考えております。これらのことから、公平性・納得性の担保及び持続可能な制度運用の観点から「その他創意工夫」の評価方法について検討を行いました。

スライド p.13 について、これまでの経緯を踏まえ、創意工夫の評価方法に関して、3案を検討いたしました。スライド下部の表左側の「評価方法案」の項目でございます。まず、1つ目「A)選択記入制」について、「その他創意工夫」を選択記入制とし、実施の有無で点数を付与する方法です。2点目「B)ボーナス点」について、「その他創意工夫」は原則採点対象外とするが、先進的な取組と判断される場合はボーナス点として点数を付与する方法です。3点目「C)ガイドライン」について、「その他創意工夫」は採点対象外とし、先進的と判断される取組のみ抽出し、エネルギー小売事業者のガイドライン上で公表する方法です。これらいずれの案も公平性の担保が可能ですが、案 B)及び案 C)は点数が付与されないことで事業者の取組意欲が削がれる可能性もあるため、案 A)選択記入制を採用することといたしました。

スライド p.14 について、評価委員会の委員より、「まずは基礎的な事項に対応してもらうことが重要であり、『その他創意工夫』の評価を行う対象の基準の設定が必要ではないか。」との意見がございました。これを受けて、一定程度基礎的な取組が進んでいる事業者の創意工夫を評価するため、評価対象を基礎点 75 点以上取得している事業者とすることといたしました。

スライド p.15～17 については、資源エネルギー庁のホームページにおける公表内容を参考までに掲載しております。

スライド p.18 以降については、省エネルギー課 畑から説明いたします。

○畑専門職

続いて、スライド p.19 以降で試行的運用を踏まえた本運用に向けての検討事項について

ご報告いたします。論点は①評価方法及び配点、②評価結果の公表プロセス、③ロゴの運用、④一般消費者向けの調査の実施、の4つであり、順番に御説明いたします。

まず、スライド p.20 の1つ目評価方法及び配点について、最高位獲得事業者の継続的な取組を促すインセンティブの付与であり、評価委員会での検討事項③に該当いたします。最高位(★5)を獲得した事業者が、評価結果に満足し、継続的な創意工夫への取組意欲を低下させてしまうことが懸念されることを踏まえ、事務局として案を3つ用意いたしました。1つ目「ア) 評価項目の適宜見直し」について、「創意工夫」の取組状況の中から、回答数の多い取組については、適宜、基礎点項目や加点項目への追加を検討するものとなっております。これは、「創意工夫」として評価される内容が更新される仕組みとなるため、継続的に新たな創意工夫の取組が期待できます。一方で毎年報告内容が異なる可能性があるため、事業者に混乱が生じる可能性があると考えております。2点目「イ) 取組の追加性に関する設問追加」について、前年度回答した「その他創意工夫」に対して翌年度も追加的な取組を実施しているかを確認するものとなっております。こちらは、調査回答の経年変化を確認する必要があり多少運用の手間がかかることをデメリットとして認識しております。3点目「ウ) 個社別の取組状況の詳細開示」について、最高位★5を獲得した各事業者の創意工夫の取組状況を詳細に開示するものであり、先進的な創意工夫の取組を他の事業者が参考にすることができるため、新たな創意工夫の取組が期待できます。一方で、公開される事業者にとっては、詳細な取組状況が開示されることになるので、事業者が報告を避ける可能性があることをデメリットとして認識しております。

これを踏まえスライド p.21 でございますが、評価委員会での委員の意見を踏まえ、「案ア) 評価項目の適宜見直し+ガイドラインでのベストプラクティスの紹介」を採用することといたしました。「ア) 評価項目の適宜見直し」に関しては、継続的に取組を進めなければ、評価が低下する可能性があり、継続的な取組を促せるという賛成する御意見をいただきましたが、その他創意工夫に事業者の意識が集中し、基礎点・加点項目の実施がおろそかになる恐れがあるというご意見もいただきました。これについては、基礎点・加点部分も含めた全体について適宜採点項目を変更する方針とすることで、懸念は解消されると考えております。ガイドラインのベストプラクティスについて、その他の事業者が参考にさせていただきやすいということで、積極的に採用したいという結論になったところでございます。

スライド p.22、「2) 加点項目『時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化』の扱い」について、関係工業会より評価項目に関して、「都市ガス小売事業者の評価項目の中に『時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化』が含まれているが、電気に比べて情報提供の難易度が高いのではないか。他方、家庭全体ではなく『給湯用途』に限定すれば、給湯器のリモコンで時間毎の情報提供は可能であることから、当該項目においてこのような情報提供も許容いただきたい」との意見を頂きました。

この御意見の背景として、スライド p.23 に「エネルギー種ごとのスマートメーター普及状況」を記載しております。電気のスマートメーターの普及率が2020年度末時点で約75%

普及しているのに対し、都市ガス・LP ガスについては普及が限定的という結果になってございます。この理由について、下部のスマートメーター設置のメリットを見ると、電気は需要家のメリットとして「ピーク対策への寄与」や「需要パターンに合わせた最適な電力メニューの提供」があり、政策的な位置づけも異なることから、このような結果になっていると考えております。

スライド p.24 は、「時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化」について現状どの程度の事業者が実施しているかのアンケート結果を示したものです。同項目を表の青枠で示していますが、小売電気事業者は 75%が提供しているのに対し、都市ガス小売事業者は 3%という結果となりました。

これを踏まえ、スライド p.22、2つ目の項目に戻りますが、電気と比較して「時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化」の政策的必要性が異なることから、次のいずれかの対応としたいと考えております。1つ目は「給湯用途」に限定した情報提供等、幅広い取組を評価対象とする方法、2つ目は加点項目から除外する方法でございます。こちらについては、後ほど委員、オブザーバーの皆様からの意見を頂戴したうえで、決定したいと考えております。

続いてスライド p.25 ですが、「2) 加点項目『時間毎のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化』の扱い」の項目については、加点部分の「情報の集約性」の配点について、関係工業会より確認がございました。「都市ガスにおける情報提供内容に関する加点部分の評価項目は、『時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化』の 1 項目のみとなるが、評価の考え方はどうなるか。」というものでありますが、電気の加点部分における「情報の集約性」の配点は、3 項目それぞれの集約性への対応状況の評価することとし、「1 点×3 項目=3 点」の配点としています。この考え方にに基づき、都市ガス・LP ガスにおける同項目の配点は「1 点」としてはどうかと考えております。したがって、都市ガス・LP ガスの合計点は、132 点満点から 130 点満点に変更になります。

以上を踏まえまして、スライド p.26 以降に最終案として、来年度の本運用の評価項目及び配点の一覧表をお示ししております。スライド p.26 小売電気事業者について、試行的運用からの変更点は縦軸の評価内容について、加点の「その他創意工夫」に関しては、類型化されている記載の項目のいずれかを実施すれば加点が得られることになり、また横軸提供方法の創意工夫についても類型化されている項目の実施によって加点が得られることになっております。

スライド p.27、都市小売事業者ガスについて、その他の創意工夫については電気と同様ですが、加点項目「時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化」について提供の有無で 4 点、集約性 1 点となっております。これは先ほどの給湯用途に限定して提供する場合の配点となっており、点数を低減する場合は配点に変更されることとなります。

スライド p.28 は、LP ガス小売事業者となっており、都市ガスと同様となっているため、説明は割愛させていただきます。スライド p.29 「②評価結果の公表プロセス」について、

2021年度の試行的運用においては、獲得した★の数については、一斉通知を実施し、内訳を希望する事業者については別途フィードバックをさせていただきました。また、公表については、評価結果を通知する際に「公表」を希望する事業者を募ることとし、期限内に回答がない場合は、「非公開」とするという運用といたしました。これに対し、来年度は獲得した★の数の通知、及びフィードバックについては今年度と同様の運用とさせていただきたい一方で、公表については変更したいと考えており、契約件数が30万件超かつ★3以上獲得した事業者は評価結果を公表する運用にしたいと考えております。

続いて、スライド p.30 「③ロゴの運用」について、「ロゴマークは事業者が使いたいデザインになっているか検討としてはどうか」とのご意見を踏まえ、前回提示したデザイン案のブラッシュアップを実施いたしました。新しい案がスライド左下の案であります。第1回検討会でお示しした案と比較し、コミュニケーションを前面にした親しみやすいデザイン、また色遣いは省エネを感じさせるグリーン系に変更しております。ロゴの使用法(案)については、ロゴを表示する場合には、評価年度とエネルギー種別もあわせて記載いただくことを考えており、内容についてはガイドラインにも記載することを考えております。

スライド p.31 「④一般消費者向け調査の実施」について、評価結果の公表内容や公表方法に対する一般消費者の意見を収集し、今後の運用方法の検討に活用することを目的に、「一般消費者による評価結果の利活用が促される制度になっているか」「事業者による省エネ情報の提供促進に向けて効果的なものになっているか」などについて確認したいと考えています。調査結果については、次回以降の検討会で報告させていただければと思います。スライド p.32 は、設問(案)の概要となっております。

ガイドラインの改訂することについては、第1回検討会において合意をいただいているところでございます。主な改訂内容のうち、指針の見直し及び省エネコミュニケーション・ランキング制度の導入については、先述した内容をガイドラインに反映する形になりますが、その他の改訂内容は、1) 増エネを促す表現の是正、2) ベストプラクティスの選定方法となっております。これらについてご説明いたします。

スライド p.35 「1) 増エネを促す表現に関する調査」について、第1回検討会にて、「増エネを促す表現の是正」をガイドライン上に記載することを提案・合意いただきました。それを受けまして、「増エネを促す表現」がどの程度存在するのかを把握することを目的に、比較サイト内における増エネ表現を調査いたしました。

調査結果をスライド p.36 に示しております。調査の結果、一定数増エネ表現を使用している例が存在しており、内容は大きく「プラン名称に関するもの」「プラン説明に関するもの」の2つに分類されました。「プラン名称に関するもの」としては、「～放題プラン」のような事例が見られました。プランの名称については事業者の創意工夫の範疇であることから制限はしませんが、増エネ表現を含む名称を使用する場合は、プラン説明において、プラン名称の意図が消費者に適切に伝わるよう、詳細を記載することをガイドラインにまとめていきたいと考えております。また、「プラン説明に関するもの」については、使用量が増

加するほど割引率が高くなる従量制のプランなどに対し「使えば使うほど電力料金が安くなる」というような事例が見られました。これに対しては、「電力量料金単価が安くなる」「割引金額が大きくなる」といったような代替表現を使用して説明いただくようガイドラインに記載したいと考えております。

続いてスライド p.37「2) ベストプラクティスの選定方法」について、試行的運用における回答内容を元に、優れた取り組みをガイドラインにおいてベストプラクティスとして紹介することといたしました。評価委員会における議論では、選定基準を波及性、先進性、省エネ性の3点として選定することといたしました。選定プロセスについては、事務局にて3つの観点で3段階評価を実施(◎・○・△)し、◎が1つ以上又は全ての項目が○の取組をベストプラクティスとして選定いたしました。ベストプラクティスをガイドラインに記載するにあたっては、事業者へ掲載許諾を得るなど、別途調整を行います。また、ベストプラクティスは毎年良い取り組みが出てくることを期待しており、適宜追加することを想定し、ガイドラインの「別紙」の位置づけで柔軟に運用させていただきたいと思っております。

スライド p.38以降がベストプラクティスの選定結果で、黄色のハッチがかかっているものが選定したものでありまして、提供内容については、東京電力エナジーパートナー、中国電力、KDDIの取組を選定いたしましたので、ご参照いただければと思います。提供方法については、スライド p.44以降に示しており、SBパワーの取組を選定いたしました。

スライド p.50「今後のスケジュール」について、第2回検討会での御意見を踏まえ、ガイドラインの改正を進めていきたいと考えております。最終的には1月末、もしくは2月の頭の第3回検討会にて、最終(案)としてお示したいと考えており、本運用は2022年度4月からを予定しております。来年度については、今年度を実施いたしましたアンケートの代わりに、報告様式を定期報告に合わせて7月末までにご提出いただき、それを集約・集計した後、秋ごろ評価委員会を開催させていただき、冬前に結果を公表させていただきスケジュールといたしました。資料1についての説明は以上になります。資料2は、先ほど説明したガイドラインの案となっております。また、参考資料については今回アンケートで聞いた内容を新しい様式におとしたものであり、ご参考いただければと思います。

○神取課長補佐

資料1、スライド p.22について補足いたします。都市ガス及びLPガスについて、『給湯用途』に限定した情報提供等、幅広い取組を評価対象とするか「加点項目から除外する、または加点数を減点する」かいずれかの対応を検討しており、この点について御意見いただきたいということでございます。

○江澤課長

説明上、給湯用途に限定した情報提供と申し上げましたが、そのようなものを含めた幅広い取組を評価対象とするということでございます。

○田辺座長

ご説明のあった内容について、ご意見・ご質問がある方は、その旨をお知らせください。

○杉浦委員

今ご説明のあったところに関連する質問です。資料 1、p.22 に『給湯用途』に限定した情報提供等、幅広い取組を評価対象とする」とありますが、「限定」と「幅広い」の言葉遣いが矛盾している印象を受けます。これについて、補足説明をいただきたいです。

○平山委員

同様の観点について、ご質問です。給湯器のリモコンでの情報提供は、エネルギー小売事業者からの情報提供になりますでしょうか。給湯器のリモコンはガス機器の一部かと思えますので、メーカーからの情報提供という位置づけになるのではないかと考えました。

資料 1、pp.22-23 に関連して、「都市ガス及び LP ガスには、ピークカット・ピークシフトといった観点がない」については納得する一方で、エネルギー消費の削減の観点からは時間ごとの見える化は有効かと考えます。他方で、都市ガス・LP ガスはスマートメーターの普及率が低い状況なので、得点率の評価となると 130 満点のうち 5 点分に相当する当該項目は、不公平感があるかと思えます。そのため、見える化については、加点項目から除外しその他の創意工夫にするなど、別の要素にしてはいかがでしょうか。

続いて別の箇所、資料 1、p.29「公表プロセス」について、コメントいたします。まず、公表の内容について、本年度は希望する事業者に対してのみ得点・得点率・基礎点・加点のフィードバックを実施していますが、結果のフィードバックは事業者が自社の取組を把握し、改善に向けて PDCA を回していくために必要な要素かと思っています。電気の小売事業者だけでも 800 社以上おり運用上の課題は理解できますが、各社が何らかの形で自社の取組に対する評価を理解できる工夫をすべきではないかと考えます。

公表については、資料 p.19 に 2022 年度以降は「契約件数が 30 万件超かつ★3 以上獲得した事業者は評価結果を公表」とありますが、本ガイドラインの趣旨に鑑みると、契約件数が 30 万件以上の事業者については、★2 以下であっても原則公表すべきではないかと思えます。

○青木委員

配点について、基礎点に重きを置くという方針に賛成いたします。各社が基礎点の項目の達成状況について状況を見ながら、将来的に創意工夫に配点のボリュームが移行していくことが望ましいと思っております。

また、本制度自体について、本制度の普及のためにキャンペーン期間を設けるなど、マスコミ等を利用して PR していただきたいです。

また、カーボンニュートラルに寄与する情報提供に資するランキング制度になっていたかと思いきや、自分の契約している会社がランキング制度の中でどの位置にあるか確認するなど、消費者が事業者を選ぶ際に、参考にできるようなランキング制度になってほしいと思っております。

続いて、ガイドラインにおける増エネを促す表現の是正について、例えば使いたい放題などの表現やプラン名は消費者が飛びついてしまいがちな表現であり、そうならないように詳細な説明を加えていただきたいです。

○西尾委員

今年度の試行的運用を通じ、エネルギー小売事業者の省エネ情報提供の集約及び評価の仕組みが、明確になったかと思えます。思いがけず評価が低い事業者もいたかと思えますが、今後の取組の改善につながる事が重要なので、引き続き議論をしながら運用していただきたいと思っています。特に青木委員の御指摘に関連して、資料1、p.14に記載のとおり、まずは基礎的な事項に対応してもらうことが重要かと思えます。基礎点をきちんとすべて90点分獲得できれば、計算上は★3以上が獲得できる設計になっており、分布をみる限り、足りていない事業者も見られるので、底上げにつながるかと思えます。

p.19の検討事項の、「①評価方法及び配点、2) 加点項目『時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化』の扱い」について、p.22に記載の「幅広い取組を評価対象にする」のが良いのではないかと考えます。江澤課長から補足いただく前から、この点については幅広い取組が重要だと思っておりました。省エネに資するものであれば、加点項目から除外するという方向で議論するよりも、エネルギー横断的に関連する項目に取り組んでいただく、評価していく、光をあてていく視点が重要かと思えます。本項目に限らず、除外している項目についても、実はこの項目は関係するのではないかなど、引き続き議論をしていくことが重要と考えます。

最後に細かい点ですが、給湯用途の情報提供に関する質問が3点ございます。まず、実際に給湯器のリモコンでの時間ごとの情報提供についてはどのようなものでしょうか。具体的にどのような形の情報で、それがどのような省エネの気づきにつながるのでしょうか。気づきから行動の変化につながる事が重要ですが、その点ご教示いただきたいです。2点目は、他の情報との集約性についてです。特に給湯用途に限定した情報提供としたときに、リモコンでの情報提供では何の情報と集約されているかについてお伺いしたいです。資料2、p.5に集約化のイメージが示されており、そこでは「電子媒体で情報提供している場合：ある画面から特定の画面に直接遷移が可能な状態」と記載されています。いずれも省エネ情報提供間で遷移することをイメージしたものが示されていますが、この点どのような形になるか教えていただければと思います。3点目は平山委員の御指摘にも関連しますが、それらの情報が実際どのくらいの割合の方に情報提供として届くかお聞きしたいです。給湯機器メーカーの話になるかと思えますが、特定機種のみを搭載されているか、一般家庭にも提供

されているかによっては、評価に影響するかと思いました。閲覧率の議論もあり、実際どのような状況にあるのか、今後どのような展望があるのかなどについて、補足いただきたいです。

○ENECHANGE 曾我野氏

資料1、p.29「評価結果の公表プロセス」について、本制度の趣旨を鑑みて、公表する/しない事業者が混ざっていると、我々消費者に対して情報を提供する立場からしますと、消費者にとって事業者を選択する際に本ランキング制度を活用することが難しくなると思いますので、原則公表するように調整していただけないかと考えます。それが難しいという意見もあると思いますが、少なくとも回答があつて公表 OK としているか、回答があつて公表 NG としているか、そもそも回答がなくて情報開示ができないかについては、情報提供すべきだと思います。検討を御願ひしたいです。

もう1点、資料1、p.22「時間毎等のきめ細やかなエネルギー消費量の見える化」について、確かに都市ガス・LP ガス小売事業者にとっては、現状情報提供が難しいことですが、省エネに資する情報提供かと思ひます。そのため、加点項目から除外するのではなく、近い取組を評価し加点の程度を調整するのが良いのではないかと考えております。

○田辺座長

現在、結果の公表についての意見が出ておりますが、LP ガス協会あるいはガス協会様からも御意見をお願いします。

○全国 LP ガス協会笠間氏

LP ガス業界の状況についてご説明いたします。現在、競合エネルギーと激しく競争している状態です。また、都市ガスや電力については今まで認可料金でありましたが、LP ガスについては長い間自由料金であり、お客様には書面で契約内容を提示していたこともあり、ネットやHPについてはこれから整備するような状況でございます。したがって、資料1、p.22にあるリモコンでの時間ごとの情報提供については、中小の販売業者が多いこともあり、メーカーにも協力いただきながら幅広く実施していきたいと考えております。p.29の公表について、激しい競争をしている背景もあり、★3以上獲得事業者は公表ができると思いますが、★2つ以下は、原則非公表としていただきたいです。運用については、次年度以降も運用を見直しながら進めていただければと思ひます。

○田辺座長

確認ですが、原則30万件以上の事業者は公表いただきたいというご意見でよろしいでしょうか。

○全国 LP ガス協会笠間氏

原則、公表は現案に記載いただいているとおり「契約件数が 30 万件超かつ★3 以上獲得した事業者」にさせていただきたいということでございます。

○ガス協会和田氏

まず p.22-23 について議論があったので説明させていただきます。給湯器のリモコンはメーカーが作っているものですが、リモコンや機器の採用や推奨についてはガス事業者も一緒に進めさせていただいており、PR 活動は小売事業者も一生懸命実施させていただいている状況です。また、時間ごとの使用量について、リモコンに前日比、前月比も含めて、どの程度使用しているか、使いすぎているか、省エネが進んでいるかなどが分かる仕組みとなっており、消費者の方々が日常的に目にするのできる場所で使用量など確認ができるようになっております。

資料については、3点ほどコメントさせていただきます。まず、資料 1 p.21 に「適宜採点項目を変更する」とありますが、毎年のように頻繁に更新されてしまうと、システム対応等もあり事業者への負担も大きく、また消費者も混乱するかと思います。更新すること自体を否定するものではありませんが、更新頻度については慎重に検討いただきたいです。

2点目、資料 2 ガイドラインの p.17「4.4. 評価基準（採点方法）」に、第三者が確認できないウェブサイトの記載のみである場合は、採点対象外とする旨の記載がございますが、デモサイトによる情報提供については対応困難な事業者も多くおります。そのため、試行運用と同様に、該当ページの画像提供などによる情報提供でも評価していただけるようにしていただきたいです。

3点目、資料 1、p.36 や資料 2、p.10-11 の増エネを促しかねない表現の回避に関連して、資料内で代替表現の例を記載いただいておりますが、表現方法は様々あるため、事業者も判断に迷うと考えられます。そこで代替表現の一つとして、例えば「本料金メニューは増エネを推奨するものではありません。環境に配慮し、省エネを意識してエネルギーを使用しましょう」など、増エネを促す意図ではないことを説明や注釈として示すこともガイドラインで推奨いただけないでしょうか。事業者にとっても対応が分かりやすく、消費者にも直接意図が伝わる表現かと思っておりますので、ご検討を御願いたします。

○電事連田中氏

電気事業連合会としては、本制度は試行の結果を踏まえて見直しをご提案いただいております。内容については理解できるものかと思っております。試行実施の結果を見ても、きちんと取組を実施していく必要があり、今後も省エネ情報の提供及び創意工夫に努めてまいりたいです。また、今後の基礎点項目などの見直しについては、事業者の声も聞いていただきながら、より良い評価制度になるようご検討いただければと思います。

○東急パワーサプライ佐藤氏

2点コメントさせていただきます。

1点目について、基礎点の評価項目を事業者が優先的に対応していくべきという大きな方向性について理解いたしました。一方、基礎点の5項目の1つである「類似世帯比較」については、まだ取り組んでいない新電力事業者も多く、システム投資が必要になるため、先行事業者同様の水準に追いつくには、ある程度の時間が必要と考えます。ぜひ、簡易的でありながらお客様の省エネに効果的に寄与する「類似世帯比較」の事例をベストプラクティスの一つとして御紹介をお願いいたします。

2点目について、今回紹介して頂いたベストプラクティスは、他社がお客様に対しどのような省エネ情報を提供しているか初めて知った点が多いと感じました。多くの事業者にとって今後の取組の参考になると感じました。引き続きこのような形での情報提供をお願い致します。

○田辺座長

御出席の皆様からは意見をいただきましたので、事務局からの回答を御願いたします。

○神取課長補佐

資料1、p.22以外の箇所から回答させていただきます。

まず、平山委員からp.29の公表の箇所について、回答した事業者すべてにフィードバックした方が良いというご意見をいただきました。この点について、御指摘のとおり事業者には自社の点数や足りない点をご認識いただくとともに見直しいただくために、将来的には、原則、フィードバックしていきたいと考えております。一方、現在は、運用上の問題からできておりませんので、今後の検討課題としてフィードバックできるような仕組みを考えていきたいと思っております。

また、p.29での「契約件数が30万件超かつ★3以上獲得した事業者は評価結果を公表」ということについて、事務局としては★が低い事業者を公表することを懸念する方もいるのではと考えました。この点については、電気事業連合会や日本ガス協会からも御意見を頂ければと思います。

続いて、青木委員から本制度のPRの促進について御意見をいただきましたが、御指摘のとおりかと思えます。2021年11月に公表した際、今回の試行的運用をガスエネルギー新聞及び電気新聞に記事として掲載していただきました。2022年度以降から本格運用にあたっては、制度の周知も課題の一つと認識しております。今後も検討会や審議会等での制度の紹介やプレスの取材の際にも制度の説明をする等、周知に努めてまいります。

続いて、資料1、p.21での評価項目の変更の頻度について、和田オブザーバー、田中オブザーバーから御意見いただいたところでございます。2022年度は本格運用の初年度になることから、課題が出てくる可能性があり、特に初年度についてはその課題を踏まえ評価項目

を再検討する可能性があると考えています。ただし、頻繁に変更することによる負荷は御指摘のとおりかと認識しており、改正する時期や改正頻度については事業者の負担にならないように検討したいと考えております。

佐藤オブザーバーから言及いただいたベクトプラクティスについて、本検討会ではじめて資料に掲載させていただきましたが、問題なければホームページ等で公表する形での運用を実施していきたいと考えております。今後も、毎年度良いベストプラクティスが出れば、紹介していきたいと考えております。

○畑専門職

続いて杉浦委員から御指摘のあった「給湯用途に限定」と「幅広い取組」の表現の矛盾について、補足させていただきます。意味合いとしては、家庭全体の時間ごとのきめ細やかなエネルギー消費の見える化は難しいものの給湯用途に限定すれば可能ということであります。そのため、家庭全体での概念ではなく、それを幅広い取組として給湯用途に限定した情報提供も評価対象とするという意味で記載させていただきました。言葉の使い方について、分かりづらい表現となっております申し訳ございません。

また、給湯器のリモコンについて、幅広に評価して良いのではないかと西尾委員の御意見や、情報としてはそもそも消費者への注意喚起として有効であるという曾我野様の御意見、またガス協会様よりメーカーと協力して普及を進めているという御意見を踏まえ、「給湯用途」に限定した情報提供など、幅広に評価して良いのではないかと考えております。一方、給湯リモコンの中身に関連して、他の情報と集約した上での見せ方や、機能がどのように搭載されているかの点は、今後調査を進めて評価の方法を精査していきたいと考えております。

○江澤課長

整理させていただきます。

まずガス給湯器のリモコンの件について、表示する内容について西尾委員から御質問いただきましたが、それについても先ほどガス協会和田オブザーバーより回答をいただいたと認識しております。

また、p.22の意味合いといたしましては、「給湯用途」に限定した情報提供等、幅広い取組「も」評価対象とするということで、家庭全体だけではなくガス給湯器の用途も評価対象とするということでございます。そのうえで、用途と情報の集約性について西尾委員から御質問いただきましたが、リモコンのみでの表示では、他の項目と集約して表示したことになりませんので、情報の提供としては幅広い取組として評価対象となるが、集約性については課題があると現時点では考えております。実際の表示方法を確認したうえで、次回に今後の方針をお示ししたいと考えております。

続いて、都市ガス・LPガスと電気では、ピークシフト・ピークカットは意味合いが異なる

ることは理解してございます。一方で、どの時間帯にガス給湯器が動いてガスを使ったか等の把握は、時間を空ければお湯の温度が冷めてしまうなどを知ることができ、時間ごとの消費量の表示をする意味はあるかと思えます。そのような点で、幅広い取組も評価対象とすることや、集約性としての評価について検討をしております。

また、原則公表という御意見については、資源エネルギー庁としては、なるべく小売事業者に働きかけ全ての事業者の回答・公表につなげていきたいと考えておりますが、現時点ではそこまでの合意に至っておらず、現状お示しした案で検討していきたいというところでございます。また、ENECHANGE 曾我野オブザーバーから、回答の有無と公開の有無の情報を公開できないかのご意見をいただきましたが、その点についても同様に原則公表につなげたい一方で、現時点ではそこまでの合意に至っていない状況でございます。少しずつ良い制度にしていきながら、公開内容を増やしていきたいと考えております。

採点項目の変更頻度について、和田オブザーバーから御意見をいただきましたが、頻繁に評価項目自体を変更し配点を変更することは難しいと考えております。一方、取組が進むにつれ★4、5事業者のみになってしまうので、例えば、標準偏差の上位を★5にするなど、★の評価の基準を変えていくことでさらなる取組を促すことも可能と考えています。このような点も含め、次回お示しして制度の改善を検討してまいりたいというところでございます。

○田辺座長

和田オブザーバーから御意見いただきました、「第三者が確認できないウェブサイトに関する情報提供の方法」、及び「注意書きによる増エネの表現の回避」についてはいかがでしょうか。

○神取課長補佐

和田オブザーバーから御意見いただきました、資料2、p.17「4.4. 評価基準（採点方法）」での第三者が確認できないウェブサイトに関する情報提供の方法については、次回までに検討させていただきます。

○江澤課長

増エネを促す表現について、現在お示ししている表現の例以外にも、様々な表現方法があってよく、「増エネを促す表現ではない」という説明は一つの表現としてあるかと思っております。いただいた表示方法について、検討させていただきます。

○田辺座長

「増エネを促す表現ではない」などの免責の説明を小さく書かれても、消費者に伝わらないと思っておりますので、そこも含めて事務局に検討いただきたいと思っております。

特に公表の件について、LP ガス協会から御意見をいただきましたが、電事連や日本ガス協からも御意見をいただきたいとのことでございますので、御願いたします。

○電事連田中氏

公表については、現行の案どおりで良いと思います。一方で、お客様が事業者を選定する情報に資することになりますので、すべて公表する方針になったとしても良いと考えております。ただし、事務局からのご説明で現状について理解しましたので、現行の案どおりで良いかと思っております。

○ガス協会和田氏

ガス協会としても、同じ意見でございます。

○江澤課長

電事連の電力会社は、1社間に合わなくて公表できなかつた例はありますが、基本全社公表に同意いただきました。新電力の立場の観点からも御意見いただけますでしょうか。

○東急パワーサプライ佐藤氏

一般電気事業者、都市ガス、LP ガス事業者、新電力分け隔てなく同じ基準にて評価、公表する方針にて良いと考えます。一方で、多額の IT 投資が必要な評価項目については、毎年の改善度合いを評価する仕組みを加えていただけると、より多くの事業者が当評価制度に参加するのではと考えます。

○田辺座長

委員、オブザーバーの皆様から追加でご意見・ご質問はありますでしょうか。

(特になし。)

意見が出尽くしたようなので、特になければ一旦議論は終了とさせていただきます。委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、活発にご議論いただき、ありがとうございました。それでは、事務局より今後についてのご説明をお願いします。

■ 閉会

○神取課長補佐

本日ご議論いただきました内容を元に、事務局にて引き続き、評価制度の運用方法やガイドラインの改訂版について検討を進めてまいります。また、年明け1月又は2月に第3回

検討会を開催できればと考えております。別途、事務局より日程調整等のご連絡をさせていただきますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

以上

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

電話：03-3501-9726

FAX：03-3501-8396